

# 4 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

公開案件

非公開案件

開催日時	平成 3 0 年 4 月 2 4 日 (火) 午前 1 0 時から	
開催場所	奈良市役所 北棟 6 階 第 2 2 会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員 【計 3 人出席】
	事務局	黒田補佐、中垣、北谷
	理事者	【教育委員会】 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育委員会事務局参事、廣岡学校教育部参事、福西教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、今中一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、小林地域教育課長、吉元教育支援課長、宮廻教育相談課長
開催形態	公開 (傍聴人 3 名)	
議事録署名委員	都築委員、畑中委員	
議 題	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 平成 3 1 年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>(2) 平成 3 1 年度使用奈良市立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針について</p> <p>(3) 平成 3 1 年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について</p> <p>2 議事</p> <p>議案第 1 号 奈良市いじめ防止連絡協議会条例の制定について 非公開</p> <p>議案第 2 号 奈良市附属機関設置条例の一部改正について非公開</p> <p>議案第 3 号 奈良市いじめ対策検討委員会規則の制定について 非公開</p> <p>議案第 4 号 奈良市いじめ調査委員会規則の制定について非公開</p>	

	議案第5号 奈良市学校結核対策委員会規則の制定について 非公開
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(1) 平成31年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針については了承した。</p> <p>(2) 平成31年度使用奈良市立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針については了承した。</p> <p>(3) 平成31年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については了承した。</p> <p>2 議事</p> <p>議案第1号 奈良市いじめ防止連絡協議会条例の制定については可決した。</p> <p>議案第2号 奈良市附属機関設置条例の一部改正については可決した。</p> <p>議案第3号 奈良市いじめ対策検討委員会規則の制定については可決した。</p> <p>議案第4号 奈良市いじめ調査委員会規則の制定については可決した。</p> <p>議案第5号 奈良市学校結核対策委員会規則の制定については可決した。</p>
担当課	教育委員会 教育総務課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	皆さんお揃いでしょうか。 会議開始前ではございますが、4月の人事異動に伴いまして、新たに着任した職員で4月17日の連絡協議会でご紹介できていない理事者を教育総務部長より紹介してください。
教 育 総 務 部 長	教育総務部一条高等学校今中事務長でございます。 学校教育部地域教育課小林課長でございます。 教育支援課吉元課長でございます。 以上、よろしく願いいたします。
教 育 長	本日は5名の校長が出席しております。 あやめ池小学校 西浦校長、東登美ヶ丘小学校 小西校長、神功小学校 島田校長、都南中学校 田和校長、若草中学校 松本校長。
教 育 長	それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局	<p>本日の資料は、17日の連絡協議会で配布した資料の通りでございます。</p> <p>お手元には、平成30年度の教育委員会出席者の一覧及び座席表を配布させていただいております。また、左側の資料は3月～4月に教育長決裁により承認いたしました、教育委員会の後援・共催にかかる事業一覧、文化財課より5月2日から史料保存館にて開催される「奈良奉行所」のチラシを配布させていただいております。</p>
教育長	<p>教育委員会の定数について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条では、「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する」とされておりますが、同法律第14条第3項に基づき、教育委員会会議は、教育長と在任する教育委員の過半数が出席すれば、会議を開き議決することができることから、本日の委員会は在任委員全て出席しており、成立いたします。</p>
教育長	<p>ただいまから、4月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名員は、都築委員・畑中委員でお願いします。</p>
教育長	<p>案件に入る前に3名の方から傍聴の申し出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づき、3名の傍聴券を交付しましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内願います。</p>
教育長	<p>それでは本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は教育長報告3件、議事5件です。</p> <p>本日の案件のうち、議案第1号及び第2号は「議会の議決を経るべき案件」、また議案第3号～5号は「議会の議決を経るべきものに関連する案件」であるため、非公開として審議すべきと思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1～5号は非公開とすることに決定いたしました。なお、毎月実施しておりました、テーマ別の協議でございますが、昨年度は、この協議事項の中で、教育委員の皆様のご意見を伺いながら、奈良市が大切にしていかなければならない教育の方向性について協議し、共通理解を図ることができました。また、それを踏まえて「奈良市の新しい学びのプロジェクト」をまとめることができました。今年度も引き続きこの協議事項の場を充実したものにしていきたいと考えており、6月以降に新たなテ</p>

教 育 長

公 開  
教 育 長

学 校 教 育 課 長

一マを設定し、議論を進めてまいりたいと思います。よって、4月・5月については協議事項の協議は実施いたしませんので、ご了承をお願いいたします。

それでは、公開の案件から始めます。

まず、教育長報告に入ります。教育長報告1「平成31年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について」学校教育課長より説明願います。

平成31年度使用奈良市立小学校教科用図書の採択替えの説明をいたします。小中学校で使用する教科書は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条に「法第14条の規定により」4年間同一のものを採択することになっています。小学校教科用図書の前回の採択替えが平成26年度であったため、本年度は平成31年度以降に使用する教科用図書の採択替えの作業を行う年となっています。通常ですと、教科用図書選定委員会や研究会を組織した上で、調査研究を行い、調査結果を参考に教育委員会でご審議いただき採択する教科用図書を決定していただくということになっています。

しかし、本年度の採択替えについては、次の4点を考慮する必要があると考えています。

1つ目は、平成31年度以降に使用する小学校教科用図書の採択が行われますが、学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から新しい学習指導要領に準拠した教科用図書を使用することになるため、本年度採択される教科用図書の使用期間は4年ではなく、平成31年度の1年ということ。

2つ目は、平成29年度の教科用図書検定において新たな図書の検定申請がなかったため、すでに調査研究を行っている平成25年度検定合格教科書等の中から再度採択を行うこと。

3つ目は、平成30年3月30日付、文部科学省の平成31年度使用教科書の採択事務処理についての通知の中で採択にあたっての留意点が記されており、それによると、例年通り採択権者の判断と責任により綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられることとなっていること。

4つ目に、市町村教育委員会がどのような手順で教科用図書採択を行うかについては、法令上の規定はなく各教育委員会が採択の基本方針や要領を定め、それに基づき採択を行っていること。

以上の点から、本年度における奈良市立小学校教科用図書の採択替

えについては、教科用図書選定委員会のみを設置して、平成26年度調査研究用資料を再度調査の上、結果を教育委員会でご審議いただき決定していきたいと考えております。

では、教科書採択基本方針でございます。前文として、適切な教科書を採択するために基本方針を定めることを謳っています。

1及び2には、教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること。奈良市教育委員会がその権限と責任において、構成かつ適正な採択を行うことを明確に示しています。次に、3では小学校用教科書目録に登載されている教科書の中から採択することとなっています。なお、先ほど申しましたように、平成31年度に使用される小学校用教科書においては、平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、平成25年度検定合格図書等の中から採択を行うこととなっています。また4では、採択における手順を3点にまとめています。教科用図書選定委員会のみを設置すること。選定委員会では平成26年度の調査研究資料を再度調査すること。その結果を教育委員会でご審議していただくこと。

2ページ、小学校教科用図書採択の手順を示しています。教育委員会が選定委員を委嘱・任命いたします。選定委員会は平成26年度の調査研究資料を再度調査し、その結果を教育委員会に報告いたします。教育委員会は研究結果を参照しながら審議し、その権限と責任において教科用図書の採択を決定する、という手順となっています。3、4ページは奈良市教科用図書選定委員会規則を付けております。この規則については従来と変更はございません。また、後ほどご説明させていただく、奈良市立中学校「特別の教科道徳」教科用図書採択及び奈良市立高等学校教科用図書採択でも共用される規則となっております。5、6ページについては、選定委員会開催要領となっております。こちらにも変更はございません。後ほどご説明させていただきます「奈良市立中学校「特別の教科道徳」教科用図書採択」でも共用される要領となっております。7ページには教科用図書採択にかかる流れを示しています。6月の選定委員長報告において2度の選定委員会で審議した内容を報告し、教育委員会にて審議の上、教科用図書を採択していただきたいと思っております。

これ以降の資料は、選定委員会名簿の様式、申告書、教科用図書展示会閲覧記録用紙等を付けております。

以上のことを踏まえ、採択を進めてまいりたいと考えております。

教 育 長

この件について、ご意見ご質問はございませんか。  
はい、都築委員。

都 築 委 員

一点よろしいですか。2回選定委員会が開かれ、6月に選定委員長報告が出されるということですが、我々は委員長報告を聞かせてい

	ただき考えるということによろしいですか。
学校教育課長	はい。
教育長	他にご意見ございませんか。
都築委員	もう1点、資料1ページ、基本方針4番の2、平成26年度作成の選定資料を教科用図書選定委員会で再度調査するとありますが、調査の仕方を具体的に教えていただけますか。
学校教育課長	資料に基づき、再度教科書を見直すということと、4年間の実績がございましたので、そういったことを踏まえ、研究結果が妥当なものか、あるいは、現在使用している教科書に問題はないのかということを選定委員会で審議していただくということです。
都築委員	使用実績というのはどういう形で上がってくるのですか。
学校教育課長	研究部会がございませんので、各選定委員のうち教科の専門性を有している者が中心となり選定するので、日々学校で使用している実態も把握し、判断いただくということでございます。
都築委員	では、ある程度現場の先生の声も受けてということですね。
教育長	使用してみて使い勝手がよかった、この表現は子どもの理解を得ることに課題があった、挿絵や字の大きさ、文章の表現については分かり易いなど、具体的に示してもらい、我々に報告していただくということですか。
学校教育課長	はい。
教育長	都築委員、畑中委員よろしいですか。
各委員	はい。
教育長	それでは、ご意見ないようですので、教育長報告1「平成31年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について」は了承いたします。 では、次に教育長報告2「平成31年度使用奈良市立中学校『特別の教科 道徳』教科用図書採択の基本方針について」学校教育課長より説明願います。

学校 教育 課 長

平成27年3月に小中学校学習指導要領等の一部改正が行われ、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「特別の教科 道徳」が開始されることになりました。昨年は、小学校の道徳の教科用図書の採択を行いました。今年度は平成31年度から使用する中学校の道徳の教科用図書の採択を行ってまいります。採択にあたっては、昨年度の小学校の教科用図書の採択と同様の手順で行ってまいりたいと思います。

では、教科書採択についてご説明させていただきます。

1 ページ基本方針でございます。1 及び 2 で採択の権限が奈良市教育委員会にあること。奈良市教育委員会が権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確にしております。4 では留意点として3 点にまとめております。特に(1) 学習指導要領の趣旨や「奈良市教育大綱」、「奈良市教育振興基本計画」及び奈良市の教育活動の展開に適したものであることとすることを明確にしております。また、(3) には道徳科の教科用図書を調査研究する6 つの観点をア～カとして示しております。例えば(1) 題材の選択及び取り扱いでは取り上げる題材の選択と扱いがバランスよくなされているか。取り上げられている道徳的価値に関わる事象や人物がより適正であるか。特定の見方や考え方に偏った取り扱いがされておらず、より公正であるかといったように道徳科の特性も考慮し研究いただきます。2 ページは奈良市立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の手順を記しています。昨年度小学校で行った手順と同様でございます。

これ以降の資料は、奈良市教科用図書選定委員会規則及び奈良市教科用図書選定委員会開催要領となっております。加えて研究報告書等の様式一式でございます。

以上のことを踏まえ、奈良市立中学校「特別の教科 道徳」の教科用図書採択を進めてまいりたいと思います。

教 育 長

この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

畑 中 委 員

1 点よろしいですか。昨年度の小学校の道徳の教科書採択の8 月臨時教育委員会に傍聴者が来られていたのですが、市民対象の展示会に市民の方がどれくらい来られていたのか教えていただけますか。

学校 教育 課 長

資料が手元ございませんので、また後ほどお示ししたいと思います。展示場所については市立図書館3 館、教育センターでも展示しております。より市民の皆様に見ていただく環境を整えております。

教 育 長

他にございませんか。

	市立図書館3館と教育センターを設けていますが、奈良市内全体バランスよく配置されていますか。位置関係も問題ないですか。
学校教育課長	館別の閲覧者数は後ほど報告させていただきます。
都 築 委 員	東部の方で適当な場所はないのですか。
教 育 長	月ヶ瀬・都祁など東部地域では遠いのではないかという指摘ですが。
学校教育課長	行政センターや公民館が考えられますが、過去3回開催しましたが、東部から不便だという声はいただいていませんので、東部での展示は考えておりません。今年度についても図書館と教育センターでの展示とさせていただきます。
教 育 長	このことについてよろしいですか。
都 築 委 員	今後、東部地域についてもご検討いただければと思います。
教 育 長	採択までに検討していただいて、委員さんに報告してください。
教 育 長	それでは、ご意見がないようですので、教育長報告2「平成31年度使用奈良市立中学校『特別の教科 道徳』教科用図書採択の基本方針について」は了承いたします。
教 育 長	次に、教育長報告（3）「平成31年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」学校教育課長より説明願います。
学校教育課長	高等学校の教科用図書の採択におきましては、昨年度、見直しを行いました。高等学校では各教科、科目が細かく分かれており、また、使用する教科用図書の内容は専門性が高いものとなっています。そこで、教育委員の皆様には、教科書の中身そのものについて、例えば、表記がどうであるとか、内容の構成はどうであるかといったような点について細かくご審議いただくのではなく、採択事務が基本方針に基づいて正しく行われているか、また、選定委員会から提出される報告書の内容や調査研究が適正に行われているか、以前に使用していたものとどのような違いがあるのかを確認いただくといったような視点で審議していただき、一条高等学校が採択を希望する教科用図書がふさわしいものであるかをご判断いただき、最終的に採択をしていただくことといたしました。今年度も、同様に採択を進めてまいりたいと考えています。



その基本方針においては、「一度採択された教科用図書が高等学校教科書目録に掲載されている間は、原則として4年間継続して採択するものとする。」とあります。

高等学校の場合、大幅な改訂がほぼ4年に一度行われること、また、毎年違う教科書を使用することにより、内容の配列が変わること等の混乱を避けるため、目録に掲載されている間は、一定の期間、継続して採択しようとするものでございます。ただ、内規的要素として、採択から4年に満たない場合でも、例えば、まったく新しい教科書が目録に掲載され、高校の実態等に応じて、そちらの方がより適切であると判断されるような場合は、採択替えをすることも可能であると考えております。

以上、1ページを高等学校教科用図書採択の基本方針といたします。なお、まだ今年の教科書目録が示されていないため、今年の採択規模がどの程度になるかは分かっておりません。次に、2ページをご覧ください。奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しております。この部分につきましても、従来と同様でございます。3ページ4ページは奈良市教科用図書選定委員会規則で、先ほどの特別の教科道徳の採択と共用でございます。

以降の資料につきましては、報告書の様式一式等を添付いたしております。

以上のことを踏まえまして、今年度の奈良市立高等学校教科用図書の採択を進めてまいります。

教 育 長

この件についてご意見ございますか。

教 育 長

従来は教科書の内容にまで踏み込んで教育委員さんに研究していただいたりしたのですが、本来の趣旨から言うと、専門の教科の方が選定委員にいらっしゃるので、選定された教科書を我々は公平・公正に選定されたかということに重点を置くという意味でよろしいですか。

各 委 員

はい。

教 育 長

それでは、教育長報告（3）「平成31年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」については了承いたします。次に非公開案件に入ります。傍聴人の方はご退席ください。学校長退席願います。

非 公 開

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規程により非公開とする。

議案第1号「奈良市いじめ防止連絡協議会条例の制定について」  
いじめ防止生徒指導課長より概要説明

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

議案第2号「奈良市附属機関設置条例の一部改正について」いじめ  
防止生徒指導課長と保健給食課長より概要説明

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

議案第3号「奈良市いじめ対策検討委員会規則の制定について」  
いじめ防止生徒指導課長より概要説明

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

議案第4号「奈良市いじめ調査委員会規則の制定について」  
いじめ防止生徒指導課長より概要説明

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

議案第5号「奈良市学校結核対策委員会規則の制定について」  
保健給食課長より概要説明

〈異議なし〉

本件は、原案どおり可決することに決定した。

教 育 長

これで本日の案件は全て終了いたしました。ご連絡等ございませんか。次回の定例教育委員会は、5月8日（火）10時より開催いたします。これをもちまして教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。